

「地域経営戦略プラン(第二次行革大綱)」に基づく平成20年度の取り組みによる財政効果

市では、平成17年度に策定された「西東京市地域経営戦略プラン」に基づき、財政健全化に向けた取り組みや行財政システムの見直しを行っています。

平成20年度の見直しによる財政効果(平成21年度予算反映分)は右表のとおりです。市HPでもご覧になれます。

企画政策課 田(☎460-9800)

(1)行政評価による財政効果 右表参照

(2)行革実施項目による財政効果

【歳入】 107,262千円

未利用市有地の売却...107,262千円

【歳出】 365,426千円

新たな定員適正化計画の策定... 27,191千円

保育園の民間委託... 30,522千円

・しもほうや保育園の民間委託

公共施設維持管理コストの削減... 13,667千円

・住吉会館建物総合管理委託料の削減、内線電話構築による電話料の削減

下水道特別会計の健全化... 294,046千円

・公的資金補償金免除繰上償還に伴う公債費負担の減

(平成19年度・平成20年度借り換え分)

(3)その他の見直し項目による財政効果 107,500千円

公的補償金免除繰上償還等に伴う公債費負担の減

(一般会計分)

各種システムに係る事務機器等の再リースなど4項目

(1)行政評価による財政効果

(単位:千円)

見直しの方向性		取り組み内容	21年度一般財源効果額
増額項目	拡充・事業内容の見直し	通級学級の整備 学校施設(遊び場)開放事業の充実	8,450
	事前評価による事業採択	西東京都市計画道路3・5・10号線整備事業	3,100
合計			11,550
削減等による財源確保項目	事業統合、休止・廃止	ひばりヶ丘駅前出張所の開設(谷戸・中原出張所の統合) 生ごみ堆肥化事業の廃止 など5項目	5,864
	事業規模・補助基準などの見直し	ふれあいセンター事業補助金の見直し 社会福祉協議会補助金の見直し など6項目	9,377
	事業の実施方法・手段などの改善	庁舎における電話交換業務の委託の見直し 職員研修委託の見直し 環境マネジメントシステムの変更(エコアクション21の導入) など7項目	10,808
	歳入の確保	有料広告の掲載 家庭児童相談室運営事業の拡充 効果額にはこれらの歳入の確保による一般財源の削減額を表示	3,125
合計			29,174

市の施策・計画をお知らせします!

詳細は、情報公開コーナー(両庁舎1階)図書館、市HPでご覧になれます。

食育推進計画

食は生活の根幹であり、健康や個人の生活の質を支える大切なものです。市民の皆さんをとりまく食の実態を踏まえ、全ての世代に対して計画的かつ総合的に食育の推進を図るため、食育推進計画策定検討会議から提言をいただき、今後の食育の方向性と実施項目を定めた「食育推進計画」を策定しました。

◆策定趣旨 食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち

食に関する多様な主体が分野を超えて連携し、計画を推進することで、すべての市民と子どもたちが、生涯にわたり健全な心身を培い、深い人間性を育み、豊かに暮らす「西東京市」を目指します。

◆基本方針

将来像の実現に向けて、3つの基本方針のもと、51の事業に取り組みます。

基本目標1 食の自立と健康的な生活を実践する取り組みの充実

基本目標2 農の理解を通じた食を大切にす心の育成

基本目標3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進

◆今後の取り組み

食は個人の営みであり、個人や家族単位の取り組みが欠かせません。身近な人との間に芽生えた、食育の「動き」を「育み」、「発展させ」、市民・家庭の食育機能の回復・創出を図ります。そのために、「市民の行動指針」を定めるとともに、市の食育に関連する全ての部門が、家族ぐるみで食育を進める視点を共有し、分野横断的に連携を図りながら、市民の皆さんが進める食育の取り組みを支援します。

企画政策課 田(☎460-9800)



田畑座長、上木副座長から市長に提言を提出

◆行動指針

ライフステージ	行動指針
乳幼児期 0-5歳	食べる意欲を育てる 発達段階に応じた適切な食への対応を行う。 子ども自ら、食への興味を育てる。
学童期 6-12歳	食の体験を広げ選ぶ力をつける 子どもが自ら振り返り、自己の課題に気づき、健康への意欲、態度を育てる。 家族ぐるみで望ましい食習慣を形成する。
思春期 13-18歳	食を自己管理する力を育てる よりよい生活を自ら実践し、試行錯誤から学ぶ。
青年期 壮年期 19-64歳	食生活を確立し、見直し、次世代に伝える 子育てを契機に家族ぐるみで食への関心を高め、体験を共有する。 活動内容に応じた適切な食事を選択する方法を身につける。 地域ぐるみで食への関心を高める。 健康面からの不規則な生活や、バランスを崩した食事を見直す。
高齢期 65歳から	生活への意欲を維持し、食を楽しむ コミュニケーションを図り、食を含む生活への意欲や関心を高める。 食の内容が低栄養になることを予防する。

第2期地域情報化基本計画

市のまちづくりを地域情報化の側面から支えるため、「第2期地域情報化基本計画」を策定しました。

この計画は、地域情報化計画策定審議会において検討を重ね提出された答申を受け、策定したものです。

◆策定趣旨

情報通信技術(ICT)を活用して「市民参加の促進」「地域コミュニティの活性化」「行政サービスの高度化」など「地域の課題解決」に努め、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを推進するため、地域情報化の基本的な考え方や施策を示しています。

◆基本方針

地域情報化の推進によって、時間や場所、立場や世代にとらわれない新しいコミュニケーションやサービスが生まれ、市民の暮らしがより豊かになり、地域がより活性化され、市がより発展する「新しいかたちのコミュニケーション社会」を創出します。

◆今後の取り組み

今後は次の6つの体系
創造性の育つまちづくりを支える情報化
笑顔で暮らすまちづくりを支える情報化
環境にやさしいまちづくりを支える情報化
安全で快適に暮らすまちづくりを支える情報化
活力と魅力あるまちづくりを支える情報化
協働で拓くまちづくりを支える情報化
に沿って、「市民・事業者・行政の連携」、「市政への市民参加推進」、「人的ネットワークによる地域の問題解決力の向上」などに留意しながら、さまざまな施策に取り組みます。
情報推進課 田(☎460-9806)

人にやさしいまちづくり推進計画

この計画は、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、人にやさしいまちづくり条例の理念のもとに、また、市民アンケート、パブリックコメントなどによる皆さんからの意見ならびに人にやさしいまちづくり推進協議会の審議などを経て策定しました。

◆策定趣旨

この計画は、先に制定しました「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、市・市民・事業者などが協働により、市民が安心して安全に暮らせるまち、「住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまち」の実現を目指します。

◆基本方針

計画の基本的な方向性(基本方針)として、大きく3つに分けました。
「だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり」
まちづくりは人づくりとの観点に立ち、市民のやさしい心を育む取り組みを推進します。
「『もの』と『心』のバリアをなくすまちづくり」
道路や施設などにおける物理的なバリア(障壁)の解消のほか、人々の生活の中に潜在している差別や偏見など(心のバリア)の解消に努めます。
「安らぎを感じられるまちづくり」
市民・事業者・行政の協働により、人々が安らぎを感じることでできる環境づくりも視野に入れた取り組みを展開していきます。
◆今後の取り組み
今後は、施策の進ちょく状況について、定期的に調査を行うとともに、点検・評価を行い、本計画の実現に向けて推進します。
都市計画課 保(☎438-4051)